

奈良市公報

第64号

令和4年1月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 28	38	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
12 28	39	奈良市公報号外第15号に掲載	建築指導課
12 28	40	奈良市公報号外第15号に掲載	保育所・幼稚園課
12 28	41	奈良市公報号外第15号に掲載	児童相談所設置推進課
12 28	42	奈良市公報号外第15号に掲載	障がい福祉課
12 28	43	奈良市公報号外第15号に掲載	国保年金課
12 28	44	奈良市公報号外第15号に掲載	地域づくり推進課
12 28	45	奈良市公報号外第15号に掲載	地域づくり推進課、地域教育課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 22	43	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
12 22	44	奈良市公報号外第15号に掲載	国保年金課
12 28	45	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
12 28	46	奈良市公報号外第15号に掲載	人事課
12 28	47	奈良市公報号外第15号に掲載	会計課
12 28	48	奈良市公報号外第15号に掲載	国保年金課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 16	670	放置自転車等の保管	環境政策課
12 16	671	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12 16	672	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
12 16	673	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
12 16	674	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課

12	16	675	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	16	676	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	16	677	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	16	678	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	16	679	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	17	680	放置自転車等の保管	環境政策課
12	17	681	観光案内所の臨時休館等	観光戦略課
12	17	682	土地収用法の規定による裁決申請の取下げ通知	西大寺駅周辺整備事務所
12	17	683	土地収用法の規定による明渡裁決の申立ての取下げ通知	西大寺駅周辺整備事務所
12	17	684	令和3年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12	20	685	放置自転車等の保管	環境政策課
12	20	686	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
12	21	687	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルスワクチン接種推進課
12	21	688	令和3年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
12	22	689	指定管理者の指定	斎苑管理課
12	22	690	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	23	691	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
12	23	692	奈良市公報号外第15号に掲載	地域づくり推進課
12	24	693	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	24	694	特定都市河川流域における基準降雨	河川耕地課
12	27	695	大和都市計画生産緑地地区の変更	都市計画課
12	27	696	特定生産緑地の指定	都市計画課
12	27	697	放置自転車等の保管	環境政策課
12	28	698	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	28	699	インフルエンザ予防接種の実施の一部改正	健康増進課
12	28	700	予防接種の実施の一部改正	健康増進課

監 査

月	日	番号	件名	
12	28	17	定期監査の実施	
12	28	18	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主 管
---	---	----	----	-----

12	22	60	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
12	23	61	奈良市公報号外第15号に掲載	企業出納課
12	28	14	奈良市公報号外第15号に掲載	企業総務課
12	28	15	奈良市公報号外第15号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
12	16	23	定例教育委員会の開催	教育政策課
12	23	24	奈良市公報号外第15号に掲載	教育総務課
12	23	25	奈良市公報号外第15号に掲載	教育総務課

告 示

奈良市告示第670号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年12月16日揭示済）

奈良市告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103528	株式会社 大夢	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和9年 11月 30日
2910103536	株式会社 アクア	631-0801	奈良県奈良市左京一丁目14番地の3フレグラン ス左京B102	訪問介護事業 所アクア	631-0801	奈良市左京一丁目14番地の3フレ ランス左京B102	居宅介護 重度訪問介護	令和9年 11月 30日

2910103544	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町8番地	楽	630-8424	奈良市古市町1400-3	生活介護 就労継続支援 B型	令和9年 11月 30日
------------	---------	----------	----------------	---	----------	--------------	----------------------	--------------------

(令和3年12月16日揭示済)

奈良市告示第672号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100277	株式会社 てまり	630-0212	奈良県奈良市西木辻町121番地の2朝日プラザ奈良プレシオ201号室	運動学習支援教室 てまり尼ヶ辻教室	630-8023	奈良市尼辻西町6-4エスポワール尼ヶ辻201号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和9年 11月 30日
2950100285	株式会社 大夢	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和9年 11月 30日

(令和3年12月16日揭示済)

奈良市告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100918	株式会社 大夢	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	計画相談支援	令和9年 11月 30日

(令和3年12月16日揭示済)

奈良市告示第674号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101644	株式会社大夢	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	障害児相談支援	令和9年11月30日

(令和3年12月16日揭示済)

奈良市告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者より、同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年8月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102736	一般社団法人愛ハピネス	631-0012	奈良県奈良市中山町1144-1 102号室	障害サービス愛ハピネス	631-0012	奈良市中山町1144-1 102号室	同行援護

2 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100128	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

(令和3年12月16日揭示済)

奈良市告示第676号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者より、同法第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950161576	社会福祉法人香久山会	581-0872	大阪府八尾市郡川2-33	子どもサポート教室ピュアの樹	631-0003	奈良市中登美ヶ丘3-3 ライフ学園前店3F	児童発達支援 放課後等デイサービス

2 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950160511	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	児童発達支援 放課後等デイサービス
2950171013	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ どう	630-8001	奈良市法華寺町212番地1	児童発達支援 放課後等デイサービス

(令和3年12月16日掲示済)

奈良市告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者より、同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100017	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	計画相談支援

(令和3年12月16日掲示済)

奈良市告示第678号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者より、同法第24条の32第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100331	なら山産業株式会社	630-8105	奈良県奈良市佐保台三丁目902番地の217	ばくのゆめ	630-8001	奈良市法華寺町82-2	障害児相談支援

(令和3年12月16日掲示済)

奈良市告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号に基づき告示する。

令和3年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和3年12月1日

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2910100102	有限会社 やまびこ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	ホームヘルプステーション グットライフ	631-0806	奈良市朱雀五丁目3番地の10	行動援護	令和9年11月30日

(令和3年12月16日掲示済)

奈良市告示第680号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月17日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年12月17日掲示済)

奈良市告示第681号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

令和3年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和4年1月1日から同4年1月3日まで

2 開館時間の変更

令和3年12月31日及び令和4年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	令和3年12月31日 午前9時から午後12時まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和4年1月1日 午前0時から午前6時まで及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)

(令和3年12月17日揭示済)

奈良市告示第682号

下記の土地収用事件について、奈良県収用委員会から裁決申請の取下げがあった旨の通知を受けたので、次のとおり公告します。

令和3年12月17日

奈良市長 仲川元庸

記

1 起業者の氏名及び住所

奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線

3 裁決申請の取下げがあった日

令和3年12月3日

4 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市西大寺栄町地内	2320番6	宅地	宅地

(令和3年12月17日揭示済)

奈良市告示第683号

下記の土地収用事件について、奈良県収用委員会から明渡裁決の申立ての取下げがあった旨の通知を受けたので、次のとおり公告します。

令和3年12月17日

奈良市長 仲川元庸

記

1 起業者の氏名及び住所

奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・102号西大寺一条線及び7・5・102号西大寺東線

3 明渡裁決の申立ての取下げがあった日

令和3年12月3日

4 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市西大寺栄町地内	2320番6	宅地	宅地

(令和3年12月17日揭示済)

奈良市告示第684号

令和3年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第12号）
- 2 令和3年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第12号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ940,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,742,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		14,684,854 ^{千円}	212,850 ^{千円}	14,897,704 ^{千円}
	1. 地方交付税	14,684,854	212,850	14,897,704
16. 国庫支出金		33,993,106	249,837	34,242,943
	1. 国庫負担金	21,190,149	2,480	21,192,629
	2. 国庫補助金	4,502,628	17,226	4,519,854
	4. 国庫交付金	8,188,317	230,131	8,418,448
17. 県支出金		11,073,949	18,930	11,092,879
	1. 県負担金	5,950,699	18,930	5,969,629
23. 市債		15,472,800	458,800	15,931,600
	1. 市債	15,472,800	458,800	15,931,600
歳入合計		146,801,878	940,417	147,742,295

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		676,854 ^{千円}	1,921 ^{千円}	678,775 ^{千円}
	1. 議会費	676,854	1,921	678,775
2. 総務費		14,181,501	△ 249,406	13,932,095
	1. 総務管理費	9,509,525	△ 191,353	9,318,172
	3. 徴税費	1,158,783	△ 20,785	1,137,998
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,161,977	△ 35,750	1,126,227

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 選挙費	603,845 ^{千円}	1,079 ^{千円}	604,924 ^{千円}
	6. 統計調査費	34,732	△ 585	34,147
	7. 監査委員費	72,986	△ 2,012	70,974
3. 民生費		65,787,088	120,212	65,907,300
	1. 社会福祉費	29,149,788	169,360	29,319,148
	2. 児童福祉費	23,336,229	△ 29,939	23,306,290
	3. 生活保護費	13,101,462	△ 14,931	13,086,531
	4. 国民年金事務費	199,609	△ 4,278	195,331
4. 衛生費		14,999,391	283,495	15,282,886
	1. 保健衛生費	6,936,445	233,202	7,169,647
	2. 保健所費	1,649,214	19,443	1,668,657
	3. 清掃費	5,869,944	30,850	5,900,794
6. 農林水産業費		657,777	4,983	662,760
	1. 農林費	657,777	4,983	662,760
7. 商工費		4,737,531	△ 1,905	4,735,626
	1. 商工費	4,737,531	△ 1,905	4,735,626
8. 観光費		1,089,425	△ 39,996	1,049,429
	1. 観光費	1,089,425	△ 39,996	1,049,429
9. 土木費		11,039,386	86,987	11,126,373
	1. 土木管理費	103,018	△ 1,789	101,229
	2. 道路橋梁費	3,381,151	△ 23,478	3,357,673
	3. 河川費	295,945	25,598	321,543
	4. 都市計画費	5,276,659	80,332	5,356,991

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 住宅費	510,406 ^{千円}	6,324 ^{千円}	516,730 ^{千円}
10. 消防費		3,995,202	3,477	3,998,679
	1. 消防費	3,995,202	3,477	3,998,679
11. 教育費		10,858,448	730,649	11,589,097
	1. 教育総務費	2,737,767	26,153	2,763,920
	2. 小学校費	1,252,540	607,120	1,859,660
	3. 中学校費	818,376	107,815	926,191
	4. 高等学校費	986,441	24,151	1,010,592
	5. 幼稚園費	1,001,496	△ 28,881	972,615
	7. 保健体育費	2,649,410	△ 5,709	2,643,701
歳出	合計	146,801,878	940,417	147,742,295

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種業務経費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 46,600
新型コロナウイルス感染症 夜間電話相談業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	14,000
新型コロナウイルス感染症患者等 受診調整業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	22,000
新型コロナウイルス感染症等情報把握 ・管理支援システムデータ入力業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	28,000
新型コロナウイルス感染症 発生動向調査等業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	185,000
環境清美工場焼却炉補修用消耗品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	24,000
環境清美工場維持補修経費	令和3年度から 令和4年度まで	220,800
道路橋梁維持補修経費	令和3年度から 令和4年度まで	65,000
メガネ橋長寿命化修繕工事委託	令和3年度から 令和4年度まで	200,000
学校給食調理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	44,000
学校給食配送用備品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	1,900
指定管理者による奈良市斎苑 旅立ちの杜の管理に要する経費	令和4年度から 令和18年度まで	2,472,987千円に物価変動及 び税制度や金利の変化に よる増減額を加算した額
指定管理者による奈良町からくり おもちゃ館の管理に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
義務教育施設整備事業	千円 279,600	千円 738,400
計	15,472,800	15,931,600

令和3年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,576,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,664,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		6,879,971 ^{千円}	△ 23,587 ^{千円}	6,856,384 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,879,971	△ 23,587	6,856,384
3. 県支出金		25,464,340	1,566,454	27,030,794
	1. 県補助金	25,464,340	1,566,454	27,030,794
5. 繰入金		2,591,018	33,561	2,624,579
	1. 一般会計繰入金	2,474,733	28,547	2,503,280
	2. 基金繰入金	116,285	5,014	121,299
歳入合計		35,088,055	1,576,428	36,664,483

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		396,589 ^{千円}	8,900 ^{千円}	405,489 ^{千円}
	1. 総務管理費	310,987	8,900	319,887
3. 事業費納付金		8,995,000	1,562,514	10,557,514
	1. 医療給付費 事業費納付金	6,070,000	996,096	7,066,096
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,160,000	417,000	2,577,000
	3. 介護納付金 事業費納付金	765,000	149,418	914,418
7. 諸支出金		160,703	5,014	165,717
	1. 還付及び 還付加算金	159,703	5,014	164,717
歳出合計		35,088,055	1,576,428	36,664,483

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度	額
国保年金システム改修経費	令和3年度から 令和4年度まで		千円 20,000

(令和3年12月17日掲示済)

奈良市告示第685号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年12月20日掲示済)

奈良市告示第686号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

令和3年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102444	訪問介護 (介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	株式会社サポートサービス	奈良市芝辻町一丁目1番21号	サポート介護センター	奈良市芝辻町一丁目1番21号

2 廃止年月日 令和3年12月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970104143	訪問介護 居宅介護支援	株式会社イカリヤ	奈良市鹿野園町671番地の	介護支援センター	奈良市古市町2139-14

			1	鹿野園	
--	--	--	---	-----	--

3 廃止年月日 令和 元年7月24日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107419	居宅介護支援	株式会社シニアトータルサポート	奈良市朱雀三丁目4-15-1	株式会社シニアトータルサポート	奈良市朱雀三丁目4-15-1

(令和3年12月20日揭示済)

奈良市告示第687号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和3年12月17日から適用する。

令和3年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注	初回接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		追加接種(予防接種実施規則附則第8条第1項の追加接種をいう。以下同じ。)	18歳以上の者		
	スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から令和4年9月30日まで	
		追加接種	18歳以上の者		

(令和3年12月21日揭示済)

奈良市告示第688号

令和3年12月17日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 令和3年度奈良市一般会計補正予算(第13号)

令和3年度奈良市一般会計
補正予算（第13号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,805,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,547,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		34,242,943 ^{千円}	4,805,153 ^{千円}	39,048,096 ^{千円}
	2. 国庫補助金	4,519,854	4,805,153	9,325,007
歳入合計		147,742,295	4,805,153	152,547,448

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		65,907,300 ^{千円}	4,805,153 ^{千円}	70,712,453 ^{千円}
	2. 児童福祉費	23,306,290	4,805,153	28,111,443
歳出合計		147,742,295	4,805,153	152,547,448

(令和3年12月21日揭示済)

奈良市告示第689号

奈良市火葬場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井町924番11
奈良市斎苑 旅立ちの杜
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高天町43番地1
株式会社まほろばの杜
代表取締役 原田 徹雄
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年4月1日から令和19年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 火葬場事業の実施に関すること。
 - ①火葬に関すること。
 - ②遺体保管に関すること。
 - ③葬儀に係る施設の提供に関すること。
 - ④その他市長が必要と認める事業
 - (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関すること。
 - (3) 火葬場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(令和3年12月22日揭示済)

奈良市告示第690号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和3年12月22日揭示済)

奈良市告示第691号

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西木辻町217番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田 道隆

3 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。

(2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関する事。

(3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

(令和3年12月23日揭示済)

奈良市告示第693号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年12月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年10月1日 奈良市指令整開 第21A-13号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年12月24日 第1791号

公共施設 令和3年12月24日 第885号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条二丁目952番1、955番1、956番1及び952番・953番・954番合併2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条二丁目7番7号

有限会社京西不動産 代表取締役 川西 佐知子

5 公共施設の種類、位置及び区域

緑地：奈良市六条二丁目952番1の一部、955番1の一部及び956番1の一部

調整池：奈良市六条二丁目952番1の一部、955番1の一部及び956番1の一部

(令和3年12月24日揭示済)

奈良市告示第694号

特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)第9条第2項の規定により、次のとおり令和3年国土交通省告示第1551号(特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件)において指定の告示のあった特定都市河川流域における基準降雨を定めたので告示する。

令和3年12月24日

奈良市長 仲川 元庸

降雨波形：中央集中型 生起確率：10年に1度 24時間総雨量：167.0mm 最大降雨強度（1時間）：51.8mm/h 最大降雨強度（10分間）：116.2mm/h											
時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	3.2	6	0-10	4.4	12	0-10	69.9	18	0-10	4.4
	10-20	3.2		10-20	4.5		10-20	33.4		10-20	4.3
	20-30	3.2		20-30	4.6		20-30	19.5		20-30	4.3
	30-40	3.2		30-40	4.6		30-40	12.8		30-40	4.2
	40-50	3.3		40-50	4.7		40-50	9.5		40-50	4.1
	50-60	3.3		50-60	4.8		50-60	9.0		50-60	4.1
1	0-10	3.3	7	0-10	4.9	13	0-10	8.8	19	0-10	4.1
	10-20	3.3		10-20	4.9		10-20	8.4		10-20	4.0
	20-30	3.4		20-30	5.0		20-30	8.1		20-30	4.0
	30-40	3.4		30-40	5.1		30-40	7.8		30-40	3.9
	40-50	3.4		40-50	5.2		40-50	7.5		40-50	3.9
	50-60	3.4		50-60	5.3		50-60	7.3		50-60	3.8
2	0-10	3.5	8	0-10	5.4	14	0-10	7.0	20	0-10	3.8
	10-20	3.5		10-20	5.5		10-20	6.8		10-20	3.8
	20-30	3.5		20-30	5.6		20-30	6.6		20-30	3.7
	30-40	3.6		30-40	5.8		30-40	6.4		30-40	3.7
	40-50	3.6		40-50	5.9		40-50	6.3		40-50	3.7
	50-60	3.6		50-60	6.0		50-60	6.1		50-60	3.6
3	0-10	3.6	9	0-10	6.2	15	0-10	6.0	21	0-10	3.6
	10-20	3.7		10-20	6.4		10-20	5.8		10-20	3.6
	20-30	3.7		20-30	6.5		20-30	5.7		20-30	3.5
	30-40	3.8		30-40	6.7		30-40	5.6		30-40	3.5
	40-50	3.8		40-50	6.9		40-50	5.5		40-50	3.5
	50-60	3.8		50-60	7.2		50-60	5.4		50-60	3.4

4	0-10	3.9	10	0-10	7.4	16	0-10	5.3	22	0-10	3.4
	10-20	3.9		10-20	7.7		10-20	5.2		10-20	3.4
	20-30	3.9		20-30	8.0		20-30	5.1		20-30	3.4
	30-40	4.0		30-40	8.3		30-40	5.0		30-40	3.3
	40-50	4.0		40-50	8.6		40-50	4.9		40-50	3.3
	50-60	4.1		50-60	8.9		50-60	4.8		50-60	3.3
5	0-10	4.1	11	0-10	9.1	17	0-10	4.7	23	0-10	3.3
	10-20	4.2		10-20	10.6		10-20	4.7		10-20	3.2
	20-30	4.2		20-30	15.6		20-30	4.6		20-30	3.2
	30-40	4.3		30-40	25.0		30-40	4.5		30-40	3.2
	40-50	4.3		40-50	46.7		40-50	4.5		40-50	3.2
	50-60	4.4		50-60	116.2		50-60	4.4		50-60	3.2

(令和3年12月24日揭示済)

奈良市告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町、恋の窪一丁目、西大寺竜王町一丁目、四条大路三丁目、四条大路四丁目、七条一丁目、疋田町二丁目及び法蓮町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和3年12月27日揭示済)

奈良市告示第696号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年12月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 特定生産緑地の区域及び面積
別紙のとおり

別紙

特定生産緑地（奈良市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定する。

生産緑地 地区番号	位 置		特定生産緑地の面積		指定期限日
9	押熊町	地内	約	631 m ²	令和14年12月25日
13	押熊町	地内	約	423 m ²	令和14年12月25日
23	押熊町	地内	約	449 m ²	令和14年12月25日
27	左京四丁目	地内	約	959 m ²	令和14年12月25日
	左京四丁目	地内	約	1,246 m ²	令和14年12月25日
29	左京四丁目	地内	約	913 m ²	令和14年12月25日
	左京四丁目	地内	約	1,325 m ²	令和14年12月25日
	左京四丁目	地内	約	1,623 m ²	令和14年12月25日
30	左京四丁目	地内	約	1,679 m ²	令和14年12月25日
31	二名平野一丁目	地内	約	247 m ²	令和14年12月25日
32	二名平野一丁目	地内	約	231 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	244 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	49 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	49 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	198 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	138 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	148 m ²	令和14年12月25日
	二名平野一丁目	地内	約	79 m ²	令和14年12月25日
33	二名平野二丁目	地内	約	1,342 m ²	令和14年12月25日
38	中山町西四丁目	地内	約	1,423 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
45	南登美ヶ丘 地内	約 353 m ²	令和14年12月25日
	南登美ヶ丘 地内	約 482 m ²	令和14年12月25日
64	押熊町 地内	約 712 m ²	令和14年12月25日
68	押熊町 地内	約 707 m ²	令和14年12月25日
102	中山町 地内	約 783 m ²	令和14年12月25日
	中山町 地内	約 806 m ²	令和14年12月25日
104	押熊町 地内	約 922 m ²	令和14年12月25日
	押熊町 地内	約 542 m ²	令和14年12月25日
	押熊町 地内	約 601 m ²	令和14年12月25日
136	秋篠町 地内	約 145 m ²	令和14年12月25日
	秋篠町 地内	約 228 m ²	令和14年12月25日
146	秋篠町 地内	約 575 m ²	令和14年12月25日
148	秋篠町 地内	約 182 m ²	令和14年12月25日
159	学園中一丁目 地内	約 109 m ²	令和14年12月25日
	学園中一丁目 地内	約 254 m ²	令和14年12月25日
	学園中一丁目 地内	約 138 m ²	令和14年12月25日
	学園中一丁目 地内	約 300 m ²	令和14年12月25日
	学園中一丁目 地内	約 169 m ²	令和14年12月25日
162	学園南三丁目 地内	約 238 m ²	令和14年12月25日
	学園南三丁目 地内	約 416 m ²	令和14年12月25日
	学園南三丁目 地内	約 330 m ²	令和14年12月25日
	学園南三丁目 地内	約 426 m ²	令和14年12月25日
163	学園南三丁目 地内	約 466 m ²	令和14年12月25日
	学園南三丁目 地内	約 148 m ²	令和14年12月25日
170	三碓二丁目 地内	約 945 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
170	三碓二丁目 地内	約 664 m ²	令和14年12月25日
171	三碓五丁目 地内	約 1,411 m ²	令和14年12月25日
	三碓五丁目 地内	約 769 m ²	令和14年12月25日
172	三碓五丁目 地内	約 1,613 m ²	令和14年12月25日
	三碓五丁目 地内	約 595 m ²	令和14年12月25日
180	三碓三丁目 地内	約 161 m ²	令和14年12月25日
190	学園大和町一丁目 地内	約 406 m ²	令和14年12月25日
	学園大和町一丁目 地内	約 353 m ²	令和14年12月25日
	学園大和町一丁目 地内	約 257 m ²	令和14年12月25日
196	秋篠新町 地内	約 337 m ²	令和14年12月25日
	秋篠新町 地内	約 545 m ²	令和14年12月25日
202	西大寺赤田町一丁目 地内	約 280 m ²	令和14年12月25日
204	西大寺竜王町一丁目 地内	約 169 m ²	令和14年12月25日
	西大寺竜王町一丁目 地内	約 185 m ²	令和14年12月25日
206	西大寺赤田町一丁目 地内	約 360 m ²	令和14年12月25日
207	西大寺北町二丁目 地内	約 591 m ²	令和14年12月25日
	西大寺北町二丁目 地内	約 337 m ²	令和14年12月25日
208	西大寺北町二丁目 地内	約 1,183 m ²	令和14年12月25日
	西大寺北町二丁目 地内	約 862 m ²	令和14年12月25日
209	西大寺北町二丁目 地内	約 588 m ²	令和14年12月25日
215	西大寺新田町 地内	約 370 m ²	令和14年12月25日
216	西大寺新田町 地内	約 512 m ²	令和14年12月25日
	西大寺新田町 地内	約 654 m ²	令和14年12月25日
217	西大寺野神町二丁目 地内	約 89 m ²	令和14年12月25日
224	疋田町二丁目 地内	約 265 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
224	疋田町二丁目 地内	約 34 m ²	令和14年12月25日
	疋田町二丁目 地内	約 943 m ²	令和14年12月25日
	疋田町二丁目 地内	約 191 m ²	令和14年12月25日
	疋田町二丁目 地内	約 132 m ²	令和14年12月25日
225	疋田町三丁目 地内	約 578 m ²	令和14年12月25日
226	疋田町三丁目 地内	約 255 m ²	令和14年12月25日
	疋田町三丁目 地内	約 1,019 m ²	令和14年12月25日
231	疋田町一丁目 地内	約 502 m ²	令和14年12月25日
248	菅原町 地内	約 902 m ²	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 552 m ²	令和14年12月25日
259	菅原町 地内	約 663 m ²	令和14年12月25日
280	法華寺町 地内	約 892 m ²	令和14年12月25日
	法華寺町 地内	約 667 m ²	令和14年12月25日
292	法蓮町 地内	約 618 m ²	令和14年12月25日
296	法華寺町 地内	約 704 m ²	令和14年12月25日
297	法華寺町 地内	約 631 m ²	令和14年12月25日
300	法華寺町 地内	約 852 m ²	令和14年12月25日
309	法蓮町 地内	約 95 m ²	令和14年12月25日
	法蓮町 地内	約 532 m ²	令和14年12月25日
	法蓮町 地内	約 297 m ²	令和14年12月25日
312	法蓮町 地内	約 509 m ²	令和14年12月25日
316	法蓮町 地内	約 1,044 m ²	令和14年12月25日
	法蓮町 地内	約 631 m ²	令和14年12月25日
	法蓮町 地内	約 472 m ²	令和14年12月25日
331	三碓七丁目 地内	約 357 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
331	三碓七丁目 地内	約 12 m ²	令和14年12月25日
	三碓七丁目 地内	約 407 m ²	令和14年12月25日
347	中町 地内	約 241 m ²	令和14年12月25日
	中町 地内	約 429 m ²	令和14年12月25日
348	中町 地内	約 175 m ²	令和14年12月25日
	中町 地内	約 231 m ²	令和14年12月25日
	中町 地内	約 1,028 m ²	令和14年12月25日
352	六条緑町一丁目 地内	約 905 m ²	令和14年12月25日
	六条緑町一丁目 地内	約 178 m ²	令和14年12月25日
	六条緑町一丁目 地内	約 419 m ²	令和14年12月25日
353	六条緑町一丁目 地内	約 330 m ²	令和14年12月25日
	六条緑町一丁目 地内	約 188 m ²	令和14年12月25日
360	宝来町 地内	約 938 m ²	令和14年12月25日
361	菅原町 地内	約 474 m ²	令和14年12月25日
	菅原町 地内	約 381 m ²	令和14年12月25日
366	二条大路南五丁目 地内	約 526 m ²	令和14年12月25日
367	三条大路五丁目 地内	約 343 m ²	令和14年12月25日
	三条大路五丁目 地内	約 161 m ²	令和14年12月25日
368	三条大路五丁目 地内	約 775 m ²	令和14年12月25日
409	中町 地内	約 1,976 m ²	令和14年12月25日
	中町 地内	約 691 m ²	令和14年12月25日
414	平松一丁目 地内	約 629 m ²	令和14年12月25日
422	五条西一丁目 地内	約 102 m ²	令和14年12月25日
	五条西一丁目 地内	約 1,213 m ²	令和14年12月25日
424	六条西一丁目 地内	約 208 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
424	六条西一丁目 地内	約 1,183 m ²	令和14年12月25日
	六条西一丁目 地内	約 1,038 m ²	令和14年12月25日
	六条西一丁目 地内	約 69 m ²	令和14年12月25日
425	五条三丁目 地内	約 62 m ²	令和14年12月25日
	五条三丁目 地内	約 1,049 m ²	令和14年12月25日
	五条三丁目 地内	約 1,191 m ²	令和14年12月25日
427	六条二丁目 地内	約 1,038 m ²	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 849 m ²	令和14年12月25日
432	六条二丁目 地内	約 555 m ²	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 1,361 m ²	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 1,477 m ²	令和14年12月25日
437	六条一丁目 地内	約 452 m ²	令和14年12月25日
438	二条大路南五丁目 地内	約 846 m ²	令和14年12月25日
439	三条大路五丁目 地内	約 209 m ²	令和14年12月25日
	三条大路五丁目 地内	約 89 m ²	令和14年12月25日
	三条大路五丁目 地内	約 241 m ²	令和14年12月25日
440	三条大路五丁目 地内	約 876 m ²	令和14年12月25日
	三条大路五丁目 地内	約 66 m ²	令和14年12月25日
441	三条大路五丁目 地内	約 429 m ²	令和14年12月25日
442	三条大路五丁目 地内	約 1,834 m ²	令和14年12月25日
443	三条大路五丁目 地内	約 1,623 m ²	令和14年12月25日
	三条大路五丁目 地内	約 1,712 m ²	令和14年12月25日
453	三条大路三丁目 地内	約 1,117 m ²	令和14年12月25日
468	四条大路四丁目 地内	約 1,421 m ²	令和14年12月25日
	四条大路四丁目 地内	約 1,021 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
468	四条大路四丁目 地内	約 1,176 m ²	令和14年12月25日
	四条大路四丁目 地内	約 1,259 m ²	令和14年12月25日
	四条大路四丁目 地内	約 1,081 m ²	令和14年12月25日
	四条大路四丁目 地内	約 402 m ²	令和14年12月25日
469	四条大路五丁目 地内	約 1,540 m ²	令和14年12月25日
476	菅原町 地内	約 1,002 m ²	令和14年12月25日
479	四条大路二丁目 地内	約 955 m ²	令和14年12月25日
489	恋ノ窪一丁目 地内	約 1,240 m ²	令和14年12月25日
	恋ノ窪一丁目 地内	約 830 m ²	令和14年12月25日
501	恋ノ窪東町 地内	約 1,361 m ²	令和14年12月25日
502	恋ノ窪東町 地内	約 1,044 m ²	令和14年12月25日
503	恋ノ窪東町 地内	約 165 m ²	令和14年12月25日
	恋ノ窪東町 地内	約 105 m ²	令和14年12月25日
	恋ノ窪東町 地内	約 102 m ²	令和14年12月25日
	恋ノ窪東町 地内	約 458 m ²	令和14年12月25日
504	恋ノ窪東町 地内	約 267 m ²	令和14年12月25日
505	大安寺西一丁目 地内	約 76 m ²	令和14年12月25日
	大安寺西一丁目 地内	約 2,366 m ²	令和14年12月25日
	大安寺西一丁目 地内	約 1,266 m ²	令和14年12月25日
509	大安寺七丁目 地内	約 360 m ²	令和14年12月25日
516	大安寺三丁目 地内	約 895 m ²	令和14年12月25日
519	大安寺三丁目 地内	約 161 m ²	令和14年12月25日
	大安寺三丁目 地内	約 1,114 m ²	令和14年12月25日
	大安寺三丁目 地内	約 59 m ²	令和14年12月25日
	大安寺三丁目 地内	約 1,133 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
527	大安寺六丁目 地内	約 816 m ²	令和14年12月25日
528	大安寺六丁目 地内	約 867 m ²	令和14年12月25日
538	高畑町 地内	約 1,080 m ²	令和14年12月25日
	高畑町 地内	約 694 m ²	令和14年12月25日
539	白毫寺町 地内	約 53 m ²	令和14年12月25日
	白毫寺町 地内	約 43 m ²	令和14年12月25日
540	石木町 地内	約 178 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 317 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 466 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 373 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 115 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 125 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 82 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 168 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 99 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 105 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 399 m ²	令和14年12月25日
541	石木町 地内	約 482 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 36 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 168 m ²	令和14年12月25日
	石木町 地内	約 314 m ²	令和14年12月25日
544	六条二丁目 地内	約 340 m ²	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 221 m ²	令和14年12月25日
546	六条二丁目 地内	約 386 m ²	令和14年12月25日
	六条二丁目 地内	約 109 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
546	六条二丁目 地内	約 413 m ²	令和14年12月25日
552	六条一丁目 地内	約 307 m ²	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 256 m ²	令和14年12月25日
553	六条一丁目 地内	約 928 m ²	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 915 m ²	令和14年12月25日
559	六条一丁目 地内	約 228 m ²	令和14年12月25日
	六条一丁目 地内	約 195 m ²	令和14年12月25日
560	六条一丁目 地内	約 337 m ²	令和14年12月25日
561	六条一丁目 地内	約 161 m ²	令和14年12月25日
563	七条一丁目 地内	約 46 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 971 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 347 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 307 m ²	令和14年12月25日
564	七条一丁目 地内	約 92 m ²	令和14年12月25日
566	七条一丁目 地内	約 1,533 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 578 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 542 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 545 m ²	令和14年12月25日
567	七条一丁目 地内	約 436 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 492 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 416 m ²	令和14年12月25日
569	七条一丁目 地内	約 211 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 836 m ²	令和14年12月25日
	七条一丁目 地内	約 261 m ²	令和14年12月25日
574	七条一丁目 地内	約 373 m ²	令和14年12月25日

別紙

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
574	七条一丁目 地内	約 1,029 m ²	令和14年12月25日
576	八条五丁目 地内	約 923 m ²	令和14年12月25日
577	大安寺二丁目 地内	約 1,378 m ²	令和14年12月25日
	大安寺二丁目 地内	約 1,471 m ²	令和14年12月25日
583	東九条町 地内	約 859 m ²	令和14年12月25日
	東九条町 地内	約 340 m ²	令和14年12月25日
589	東九条町 地内	約 1,067 m ²	令和14年12月25日
591	東九条町 地内	約 796 m ²	令和14年12月25日
593	東九条町 地内	約 915 m ²	令和14年12月25日
	東九条町 地内	約 234 m ²	令和14年12月25日
615	東九条町 地内	約 641 m ²	令和14年12月25日
616	南京終町二丁目 地内	約 654 m ²	令和14年12月25日
618	南京終町四丁目 地内	約 974 m ²	令和14年12月25日
625	南京終町六丁目 地内	約 578 m ²	令和14年12月25日
	南京終町六丁目 地内	約 610 m ²	令和14年12月25日
641	南京終町 地内	約 829 m ²	令和14年12月25日
	南京終町 地内	約 122 m ²	令和14年12月25日
655	神殿町 地内	約 1,884 m ²	令和14年12月25日
657	神殿町 地内	約 2,228 m ²	令和14年12月25日
676	西大寺赤田町二丁目 地内	約 300 m ²	令和14年12月25日
677	西大寺小坊町 地内	約 204 m ²	令和14年12月25日
742	東九条町 地内	約 1,127 m ²	令和14年12月25日

「区域は指定図表示のとおり」

指定図省略

(令和3年12月27日揭示済)

奈良市告示第697号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年12月27日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年12月27日揭示済)

奈良市告示第698号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年12月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年9月24日 奈良市指令整開 第21A-9号

令和3年11月19日 奈良市指令整開 第21A-9-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年12月28日 第1792号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目783番18及び783番73

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登美ヶ丘二丁目2番8号

由良 静子

奈良市中登美ヶ丘六丁目13-1-214

松谷 舞

(令和3年12月28日揭示済)

奈良市告示第699号

令和3年奈良市告示第520号(高齢者インフルエンザ予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

別紙表中

稲垣医院	稲垣 紘武	西登美ヶ丘四丁目 5-14	49-0777	を
------	-------	---------------	---------	---

稲垣医院	稲垣 哲典	西登美ヶ丘四丁目 5-14	49-0777	に、
------	-------	---------------	---------	----

登美ヶ丘クリニック	北神 敬司	中登美ヶ丘四丁目 3	41-6556	を
登美ヶ丘こどもクリニック	浅尾 豊彦	登美ヶ丘三丁目 4-11	52-6123	

登美ヶ丘クリニック	北神 敬司	中登美ヶ丘四丁目 3	41-6556	に改める。
-----------	-------	------------	---------	-------

(令和3年12月28日揭示済)

奈良市告示第700号

令和3年奈良市告示第210号(予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

別紙1の表中

北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	を
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こどもクリニック	登美ヶ丘三丁目 4-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	に、
-------	-----------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

別紙2の表中

稲垣 紘武	稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目 5-14	49-0777	を
-------	------	---------------	---------	---

稲垣 哲典	稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目 5-14	49-0777	に、
-------	------	---------------	---------	----

北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目 3	41-6556	を
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こどもクリニック	登美ヶ丘三丁目 4-11	52-6123	

北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目 3	41-6556	に改める。
-------	-----------	------------	---------	-------

(令和3年12月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年12月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之
奈 監 第 7 0 号
令 和 3 年 1 2 月 2 8 日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議員 土田敏朗様
奈良市教育長 北谷雅人様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課（市民サービスセンターを含む。）

斎苑管理課

共生社会推進課

男女共同参画室

人権文化センター（中、東、南）

西部出張所

総務課 住民課

（消防局） 総務課 予防課 救急課

（教育委員会）

教育部 教育総務課 教育施設課 地域教育課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 保健給食課

高等学校 一条

中学校 都南 都跡 二名 富雄南 月ヶ瀬

小学校 済美南 大宮 東市 平城西 富雄南 三碓 月ヶ瀬

2 監査期間

令和3年10月11日から令和3年12月27日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

斎苑管理課

各種証明書交付手数料の徴収事務について、4月分の関係書類を査閲したところ、手数料受領の際に発行する領収書の控えに金額の記載誤りが見受けられた。また、証明書の種類の記載誤りや証明書の種類が特定できないといった誤りも散見された。

その後の調定手続については問題なく処理されていたものの、そもそも領収書は、金銭授受の具体的な内容を証する重要な書類であり、誤って発行することが許されるものではない。

このことを踏まえ所管課におけるリスクマネジメント報告書を確認したところ、「現金等の不適切な管理に係るリスク」として、現金等の実査や保管の適正化、マニュアルの整備、調定手続の際の誤った処理の防止に関する記述が見られた。また、公金等取扱マニュアルについても同様に確認したところ、「現金を受領し声に出して確認する」ことや「領収書及びお釣りを納入者に確認してもらう」ことなどが記されていた。

しかし、これらの手続が適切に行われていれば、前述のような誤りが起きるとは考えられず、マニュアル等に記載された内容が形骸化していたものと推察される。

所管課においては、今回の誤りを踏まえてマニュアル等の見直しを行い、実現可能で、かつ実効性の高い再発防止策を講じられたい。

(教育委員会)

教育部

教育総務課

(1) 市内に存する小学校をはじめとする各教育施設及び各保育施設から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託に関する契約について査閲したところ、その契約期間が令和3年6月1日から令和4年5月31日までという会計年度をまたいだ1年間となっており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約が適用されていた。

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）及び条例運用基準（以下「運用基準」という。）によれば、当該委託契約は、「容器包装廃棄物等の収集運搬処理処分」に関する役務として、条例第2条第2号に定める長期継続契約を締結することができる契約と認められる。しかし、その契約期間については、条例第2条第2号に複数年であることが要件と定められており、運用基準には3年から5年以内とされていることから、その点で所管課の取扱いは条例及び運用基準にそぐわないものとなっていた。

所管課においては、適正に契約事務を行われたい。

(2) 旧並松小学校の行政財産使用許可に伴う電気料金について、平成29年度から令和元年度まで請求していなかったため、当該電気料金を請求することとなった。当初は未収額全額を調定し、納入通知書を発行していたが、納入がなかったため催告を行ったところ、相手方から分納の申出があり分納誓約を受けたことから調定を取り消し、当該年度に分納の履行期限が到来する金額のみの調定を行い、納入通知書を発行していた。また、分納の承認について部長の決裁を受けていなかった。

調定は、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し、収入金額を決定する重要な行為であり、債権管理の前提となるものであることから、納入通知を行った後に分納する場合については、分納期限に合わせて調定額の変更を行うのではなく、未収額全額について調定を行われたい。また、分納を承認する際には、奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）第3条の規定に基づき、部長の決裁を受けられたい。

【意見】

二名中学校において、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業に係る対応及び臨時休業からの再開等を支援することを目的とした国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、440,100円という多額の切手を購入していた。しかし、令和2年度末の時点でコロナ対策の用途で使用されたものは33,626円（7.6%）に過ぎず、ほとんどが翌年度へ繰り越されていた。

また、国が「学校保健特別対策事業費補助金要綱」の規定に基づき定めた「学校再開に伴う感染対策・学習保障等に係る支援事業実施要領」において、通信運搬費を補助対象経費として定めているため、切手を購入し使用することは認められているが、その使用においてコロナ対策以外の他の用途に転用可能とは認められていない。

このことは、補助金を現金等価物である切手に変え学校内部に留保することとなり、補助金交付の趣旨から外れることとなる。

したがって、購入に当たっては、年度中の必要数量を適正に見定めて、極力、過剰な保有分が生じないような計画を立てた上で購入手続を進める必要があった。

また、管理状態についても、切手受払簿上、コロナ対策以外の他の用途のものと同一に扱われており、補助金の趣旨以外の支出につながる恐れがある。こうした状況は、当該補助金の適正執行及び有効活用に対する学校担当者の注意や認識を欠いた結果によるものと考えられる。

加えて、「学校再開に伴う感染対策・学習保障等に係る支援事業実施要領」によると、この補助金は、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費とあるが、教育総務課においては、学校が作成した実施計画書及び実績報告書等を確認し不明瞭な点があれば、学校現場に赴き指導助言するなどして、適正に補助事業が実施されるよう要望する。

【意見】

学校では、保護者から徴収する部活動費、教材費等いわゆる学校徴収金をはじめとする現金を取り扱うことがある。令和元年度に教員による現金の窃盗事件が発生したことを受け、「学校徴収金現金取扱い適正化チェック」を令和2年度から2年計画で、教育総務課職員が学校に出向き、学校徴収金の管理体制の確認をしている。

これまで、学校現場における現金等の管理体制等の確認は行われていなかったことから、教育委員会事務局が積極的にガバナンスの強化に取り組もうとしている姿勢については評価できる。

その取組について、今般の確認方法は、主に「管理体制」について聴き取りにより実施するという手法であった。

今後は、入出金の状況について、出納簿と通帳、現金とを突合するなど、現物を実査する方法も加え、学校徴収金現金取扱い適正化チェックをより実効性の高いものとされるよう要望する。

なお、多額の切手を保有している学校も見受けられることから、切手等の残枚数の確認も併せて行われたい。
地域教育課

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業者選定委員会について、条例ではなく要項に基づいて設置し、委員に報償費を支給していた。

同委員会設置要項には、組織体であること、採決の方法等の内容が明記されており、「奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針」（平成27年2月18日施行）に基づき判断すると、附属機関に該当することになる。

委員会設置に必要な条例を整備した上で、委員には報償費ではなく報酬として支給されたい。また、条例を整備して附属機関とした際は、費用弁償についても予算化し、適切に支給されたい。

【意見】

従来、市立学校並びに生涯学習財団事務局及び公民館（ただし、分館を除く。以下同じ。）が利用するインターネット回線利用料金は、学校教育課が負担していた。ところが、令和2年度に、教育のICT環境の整備を目的に学術情報ネットワーク（SINET）が導入されたため、現在、既存の回線については、生涯学習財団事務局及び公民館のみが利用することとなり、同回線の利用料金については、令和3年度から地域教育課が負担している状況である。

元々、市がインターネット回線を導入した際は、市の様々な部署及び施設が同じインターネット回線を利用しており、当時、直営であった公民館もその例に漏れるものではなかった。その後、LG-WANの導入等によりインターネットの利用環境が大きく変化し、様々な部署及び施設が既存のインターネット回線から離脱していったが、市立学校並びに生涯学習財団事務局及び公民館については、既存の回線を継続して利用していた。

このような経緯を踏まえ、既存回線の利用料金についてはこれまで市が負担していたが、現時点においては生涯学習財団事務局及び公民館のみが利用している状況であり、市がその利用料金を負担し続けることは不適切と考えられる。

今後も現在の状況が継続するのであれば、その利用料金については生涯学習財団の負担とすることを検討されたい。

いじめ防止生徒指導課

奈良市いじめ防止連絡協議会の報酬及び費用弁償について、課長専決で支給額を決定していた。

報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、本来条例で定めることになっているが、当該協議会については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条に基づくこととしている。

同条例第5条の規定に基づくのであれば、決裁区分は課長専決ではなく市長決裁になるため、適正に事務処理

を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

各所管課において、補助金交付に係る関係書類及び精算条項付き委託料に係る関係書類を査閲したところ、各種補助金又は委託料の執行状況について交付先団体又は受託者から決算報告は受けているものの、その妥当性を確認するための証憑書類の提出までは求めていない事例が散見された。

補助金又は委託料の精算を行うにあたっては、厳密な決算チェックが必要であることから、今後は、支出内容が確認できる領収書等の証憑書類の提出を求め、これをチェックすることで補助金又は委託料が適正に執行されているか確認されたい。

なお、領収書を確認する際は、原本の提出を求めるとともに、これを返却する必要がある場合は、当該原本に補助金又は委託料の対象となった旨を記した上で返却されたい。

また、領収書の原本ではなく写しの提出を受ける場合は、当該写しが原本と相違ないことを確認した上で受領されたい。

(令和3年12月28日掲示済)

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年12月28日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本勝
同		塚	本勝
同		森	岡弘之

月ヶ瀬行政センター地域振興課

監査結果公表日 平成30年12月28日（奈良市監査委員告示第18号）

措置結果通知日 令和3年12月1日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 月ヶ瀬梅林の管理について、長年にわたり月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、文化財課から補助金が、月ヶ瀬行政センター地域振興課から委託料及び補助金がそれぞれ支払われている。文化財課の補助金は名勝指定地を対象とし、月ヶ瀬行政センター地域振興課の委託料及び補助金はそれ以外の敷地を対象としているが、いずれも月ヶ瀬梅林の保護育成を目的としたものであり、薬剤散布等同じような作業が行われている。これらは内容が似ている上に、執行が複数課にわたっており、かつ、領収書等収支の証憑書類の確認も行われていないため、委託料及び補助金の金額が妥当であるのか、また、二重に支払われている可能性がないのかなどが不明確であった。さらに、前回の定期監査でも指摘しているが、委託契約の仕様書について、業務内容が明確に記載されておらず、今回の監査においても、同じ観光便所の清掃が2つの委託契約において行われているなど、一部業務が重複している事例が見受けられた。</p> <p>委託料における仕様書の内容を明確にするとともに、補助金等の重複支給がないよう、領収書等の証憑書類の確認を行い、月ヶ瀬梅林の維持管理に必要な経費を適切に把握した上で、所管課間で対象事項や金額について十分調整を行い支出されたい。</p>	<p>(1) 月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金について、令和3年度まで月ヶ瀬行政センター地域振興課と文化財課の両課から交付していましたが、事務の効率化を図るため、令和4年度の予算要求を月ヶ瀬行政センター地域振興課に一本化するよう改めました。</p> <p>また、公園内の観光便所の清掃委託について、委託料の仕様書を変更し、重複を解消しました。</p> <p>今後、適正な執行に努めてまいります。</p>

月ヶ瀬行政センター地域振興課

監査結果公表日 令和2年12月28日(奈良市監査委員告示第16号)

措置結果通知日 令和3年12月1日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 月ヶ瀬梅の資料館における自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可条件から「光熱水費等の負担」の項目を除外していた。 奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)第25条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から当該自動販売機の電気料金を徴収されたい。</p> <p>(2) 前回の定期監査においても指摘したが、市道沿いの2件の草刈作業業務委託において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号による随意契約(3者見積)を締結していた。この2件の委託業務は、ほぼ同じ工期であり契約を分ける必要性に乏しく、一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。 工期がほぼ同じであることを考えると、競争入札による一括発注の方が経費的に安価になると考えられることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。</p>	<p>(1) 令和3年度から、奈良市公有財産規則第25条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から自動販売機の電気料金を徴収するよう改めました。</p> <p>(2) 令和2年度まで、市道沿いの2件の草刈作業業務委託については、道路維持課から配当替を受け月ヶ瀬行政センター地域振興課において随意契約を締結していましたが、令和3年度から、道路維持課において競争入札による一括発注で執行することに変更し、公平性と透明性を確保しました。</p>

国保年金課

監査結果公表日 令和元年6月28日(奈良市監査委員告示第5号)

措置結果通知日 令和3年12月2日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託において、受注者から再委託承認申請書が提出されていたが、承認手続を経た書面が存在しなかった。 再委託は、委託契約書第4条及び奈良市個人情報取扱特記事項第7条に規定されているとおり原則禁止となっており、申請内容が妥当である場合に限り書面で事前承認を行う例外的なものであり、書面による手続がなされていなければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合、責任の所在が不明確となりかねない。 また、受注者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承認する場合はより一層厳格な審査が必要となる。 これらのことから、受注者から再委託の申請があった場合、市は申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承認する際には契約書等に基づき書面にて事務手続を行われたい。</p>	<p>(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託における再委託の承諾行為については、同契約書第4条に基づき、再委託(変更等)承諾申請書の提出を受け、審査した結果、妥当であるとの判断をしたため、承諾行為を実施しました。指摘をいただいて以降、同様の事例があった場合には、書面で事前に承認し、契約時点で適切に事務処理を行っています。</p>

市民課

監査結果公表日 令和元年12月27日(奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和3年12月24日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>レジスター・漢字スリッププリンタ賃貸借契約の関係書類を査閲したところ、借り受けた機器の整備、保守、修理等を契約相手方が行うことが契約書に定められているが、修理作業を契約相手方ではない業者が行っていた。</p> <p>所管課は、発注している業務が契約書に基づいて履行されているかの確認を行い、契約内容と実態が一致する適正な事務処理を行われた。</p>	<p>令和2年3月の点検分から、賃貸借契約書に従い契約相手方業者が点検、保守作業を履行していることを確認するよう改めました。</p>

教育総務課（伏見南小学校、佐保小学校分）

監査結果公表日 平成30年12月28日（奈良市監査委員告示第18号）

措置結果通知日 令和3年12月24日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市立小中学校においてはPTA等からの寄附による備品が多数存在する。各学校は寄附の申出があれば教育委員会事務局に通知し、事務局が寄附採納の事務手続を行った上で、学校側は寄附を受け入れており適切に処理されていた。そこで、寄附による備品を所有している学校の備品管理台帳を確認したところ、購入された備品については登録されていたが、寄附による備品については登録されていないものがあった。寄附により受け入れた備品も、購入による備品同様に大切な市の財産であることから、過去に手続が漏れていた備品も含め、備品管理台帳に登録を行うことはもとより、備品ラベルの貼付を行うなど備品を適正に管理されたい。</p> <p>また、教育委員会においては、各学校の寄附採納の事務手続を行い実態は把握されていたものの、各学校での備品登録の処理については漏れているものがあったことから、寄贈品を含めた備品の適正な管理について指導を徹底されたい。</p>	<p>寄附による備品について、備品管理台帳に登録されていないものがあったとの指摘を受け、令和元年9月に登録及び備品ラベルの貼付をし、指摘事項の改善をはかった。</p> <p>また、令和2年度に、備品登録の漏れを防ぐため「寄附採納の手続きマニュアル」を作成し、以前から存在する寄附物品についても登録漏れがないかを確認するよう各学校に通知した。さらに、令和3年度において、過去5年分の寄附採納の事務手続を行った分について、備品登録漏れがないか確認し、登録を行った。</p> <p>また、令和3年度からは、教育総務課において寄附採納一覧表を作成し、寄附を受けた物品のうち備品登録すべきものについて各学校からの報告漏れがないかを確認している。</p> <p>今後については、備品管理台帳を整理の上、学校に向けて備品と台帳の照合に関する指針を发出するとともに、各学校における膨大な数の備品の現物確認についても、新型コロナウイルス感染症拡大の状況と教職員等の負担を鑑みながら、複数年かけて全校で実施するよう、寄贈品を含めた備品の適正な管理について指導を徹底していく予定である。</p>

教育施設課（教育総務課分（指摘時））

監査結果公表日 令和元年12月27日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和3年12月24日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 教育財産使用許可全150件の関係書類を査閲したところ、教育財産使用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、教育財産使用許可書を発行している事例が1件あった。また、奈良市教育財産管理規則第2条第2項で、使用料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を明らかにした書面（以下「減免理由書」という。）を添付しなければならないという旨が規定されているが、減免理由書が添付されていないにも</p>	<p>(1) 令和2年度から、奈良市教育財産管理規則第2条の規定に基づき、使用許可申請書に加え、減免理由が記載された減免申請書の提出を受け、申請日が記入されていることを確認した上で、使用許可及び減免決定について適正に審査を行うよう徹底しました。</p>

かわらず、使用料が減免されている事例が83件あった。

申請書の提出なく使用許可を行うことは、たとえ1件であっても不適切である。加えて、減免は例外的措置であり、その必要性について十分に審査する必要がある。減免理由書は、減免申請を審査する際に必要不可欠な重要書面であることから、同規則第2条及び第4条に則り、所管課は必ず申請書を受領し、また、申請者が減免を受けようとする場合は減免理由書も必ず提出を受け、使用許可及び減免決定について、適正に審査されたい。

さらに、申請書に申請日が記載されていない事例が51件見受けられた。

申請日は許可審査にあたり重要な情報であることから、必ず申請日が記載された適正な申請書を受領されたい。

(令和3年12月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第60号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年12月22日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 YK 企画	代表取締役 井上 健	京都府宇治市伊勢田町南遊田6-27	令和3年12月8日

(令和3年12月22日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第23号

令和3年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年12月16日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年12月21日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長職務代理者の指名について

教育長報告

(1) 令和4年（令和3年度）奈良市成人式における新型コロナウイルス感染症対策について
議事

議案第47号 奈良市立小・中学校通学区域の一部改正について

議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第49号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

その他報告事項

- (1) 「生活調べ」アンケートの結果について
- (2) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について

協議事項

- (1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年12月16日揭示済)